委員会提出議案第2号

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及び その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を 求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定 により提出します。

平成28年3月25日 提 出

提出者 文教厚生委員会 委員長 堀内 和久

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や 予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲により、激しく 揺さぶられることにより、あるいは身体への強打により、頭と脳が前後左右に 急速に動かされることによって生じる。この突然の動きによって、文字通り脳 は頭蓋内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内 に化学的な変化が生じる。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことは ないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もある。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応の鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多様であり、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間発症しないこともある。(一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下(IRB 脳しんとうガイドライン)でしかみられない。)

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野狭さく、匂い・味がわからなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数ヶ月かかることがあり、まれに、永続的な身体的、感情的、神経的、又は知的な変化が発生する。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなり、死に至る場合(セカンドインパクト症候群)もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは避けるべきである。

この病態は、Scat 2や Scat 3 において客観的な診断方法が確立されており、 既に、国際オリンピック委員会を始め、FIFA、IIHF、IRB、F-MARC等で採用され、 PocketScat 2 においては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標 として使用されている。

平成24年7月に文部科学省は報告書「学校における体育活動中の事故防止に

ついて」をまとめ、平成 25 年 12 月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月、文部科学省より事務連絡「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」が発出されたが、実際の教育現場や家庭では、依然として正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回り、再就学・再就職のタイミングを失ってしまうなど、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多い。特にり患年齢が低ければ発達障害とみなされ見過ごされている現状がある。

また、重篤な事案でも事故の初動調査の遅れにより、事案の経緯が明確にならず、介護・医療・補償問題が後手に回り、最悪、家庭の崩壊へと陥る家族も多い。このような事故調査の不備により、同様の事案を繰り返し起こしてしまっているのが現状である。

そこで、国においては、上記の現状を踏まえ、次の事項について適切な措置 を講じるよう、強く要望する。

1. 教育機関での周知徹底と対策

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊 員に PocketScat 2 の携帯を義務付けること。

あわせて、むち打ち型損傷若しくは頭けい部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的かつ正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

2. 専門医による診断と適切な検査の実施

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、 CT・MRI だけでなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、 Scat 3 (12歳以下の場合はChildScat 3)を実施し、対応できる医療連 携体制の構築を進めること。 3. 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応できる職員を 配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防を より一層図ること。

4. 園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止

保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日橋 本 市 議 会

(提出先)衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、 文部科学大臣